

東京大学大学院新領域創成科学研究科物質系専攻竹谷岡本渡邊研究室
特任研究員（特定短時間勤務有期雇用教職員）募集要項

- 1 職名及び人数： 特任研究員（特定短時間有期雇用教職員） 1名
- 2 採用予定日： 令和 4年 8月 1日
- 3 契約期間： 期間の定め： 有り
(令和 4年 8月 1日 ~ 令和 5年 3月 31日)
- 4 更新の有無： 有り
更新する場合は、契約期間満了日の翌日に行い、以後 1年ごとに行うものとする。
ただし、更新はプロジェクト等又は業務の性質等により定める期間に限定され、
更新回数は 3回、在職できる期間は 令和 7年 5月 31日
を限度とし、以後更新しない。
※更新の判断基準：予算の状況、業務の進捗状況、契約期間満了時の業務量、勤務
成績、勤務態度、健康状況等を考慮のうえ、判断する。
- 5 試用期間： 採用された日から 14日 間
- 6 就業場所： 東京大学大学院新領域創成科学研究科（千葉県柏市柏の葉5-1-5）
- 7 所属： 新領域創成科学研究科 基盤科学研究系 物質系専攻 竹谷岡本渡邊研究室
- 8 業務内容：
1) 新規半導体プロセス材料のデバイス化研究
2) 有機半導体などを用いるフィルムシート型デバイスの社会実装研究
3) 有機半導体回路をベースとしたフィルムエレクトロニクス物質実装科学の産学
連携共同研究の推進
4) 上記業務に係る附帯事務を行う。
- 9 就業日・就業時間
勤務日時は以下を予定しております
月～金のうち、週1日勤務1日6.5時間（勤務日数・曜日については応相談）
10時00分～17時15分 ※休憩12時00分～12時45分
- 10 時間外労働： 有（時間外勤務を命じられた場合）
- 11 休日： 日曜日、土曜日、祝日法に定める休日、12月29日から翌年1月3日までの日、
その他特に指定する日
- 12 休暇： 年次有給休暇、特別休暇 等
- 13 給与： 俸給（時間給額）： 3,500円～4,100円程度。本大学規定による、学歴・職歴に応じ
算定（資格、能力、経験等に応じて決定する）
教育研究連携手当： 無
業績・成果手当： 無
通勤手当： 支給要件を満たす場合、当方規定により算出した額を支給（上限55,000円/月）
住居手当： 無
扶養手当： 無
昇給： 無
賞与： 無
退職手当： 無
超過勤務手当： 有（時間外勤務を命じられた場合）
- 14 加入保険： 社会保険： 無 雇用保険： 無（法の定めるところにより加入要件を満たした場合加入）
- 15 給与支給日： 月末締め、原則翌月17日払い

- 16 応募資格 : 下記に該当する方。
1) ハードウェアからソフトウェア、人工知能までにわたる広範なテクノロジーベンチャー」に関するインキュベーションに複数の実績を有すること
2) また上述ベンチャーにおける製品開発、事業構築、社会実装経験を有すること
- 17 提出書類 : ・東京大学統一履歴書 (以下URLからダウンロードし作成すること)
<https://www.u-tokyo.ac.jp/ja/about/jobs/r01.html>
・職務経歴 (様式任意。実務経験について具体的に記述のこと)
・志望動機 (A4版1枚程度/様式は任意) 抱負や職務遂行上有益な能力・経験・知識・性格等の説明
※原則として応募書類は返却しません。
また、応募書類等により本学が知り得た個人情報は、今回の職員採用の選考のみに使用しますので、予めご了承ください
- 18 提出方法 : 上記の書類を下記住所に郵送、もしくは電子ファイル (PDF形式) を問い合わせ先にメール送信すること
※郵送の場合、封筒に「特任研究員応募書類在中」と朱書きすること。
※メール送信の場合、件名に「特任研究員応募」の文言を入れること。
2~3日以内に当方から受信確認メールが届かない場合はお問い合わせください。
- 19 応募締切 : 令和4年6月24日 (金) 10時必着 (※但し、適任者の採用が決まり次第、応募を締め切ります)
書類選考の上、合格者に対しオンライン面接を実施します。
- 20 採否の通知 : 電話又はe-mailで個別に連絡します。
- 21 問い合わせ先 : 〒277-8561 千葉県柏市柏の葉5-1-5
東京大学大学院新領域創成科学研究科物質系専攻竹谷岡本渡邊研究室
担当 : 秘書 平澤朋子
TEL: 04-7136-3790
e-mail: tomoko.hirasawa@edu.k.u-tokyo.ac.jp (◎を@に替えて送信)
- 22 募集者名称 : 国立大学法人 東京大学 大学院新領域創成科学研究科
- 23 その他 : 取得した個人情報は、本人事選考以外の目的には利用しません。
募集内容については、募集開始時において適用されている就業規則に基づき記載しているため、採用までに規則改正があった場合には、改正後の規則に基づくこととなります。
「東京大学男女参画加速のための宣言 (2009.3.31)に基づき、女性の積極的な応募を歓迎します。